

港則法（一部抜粋）

1. 錨地の指定

阪神港神戸区に停泊しようとする、総トン数500トンの以上の船舶は、けい船浮標、さん橋、岸壁その他船舶がけい留する施設にけい留する場合の外、港長からびょう泊すべき場所の指定を受けなければならない。（港則法第5条）

2. 移動の制限

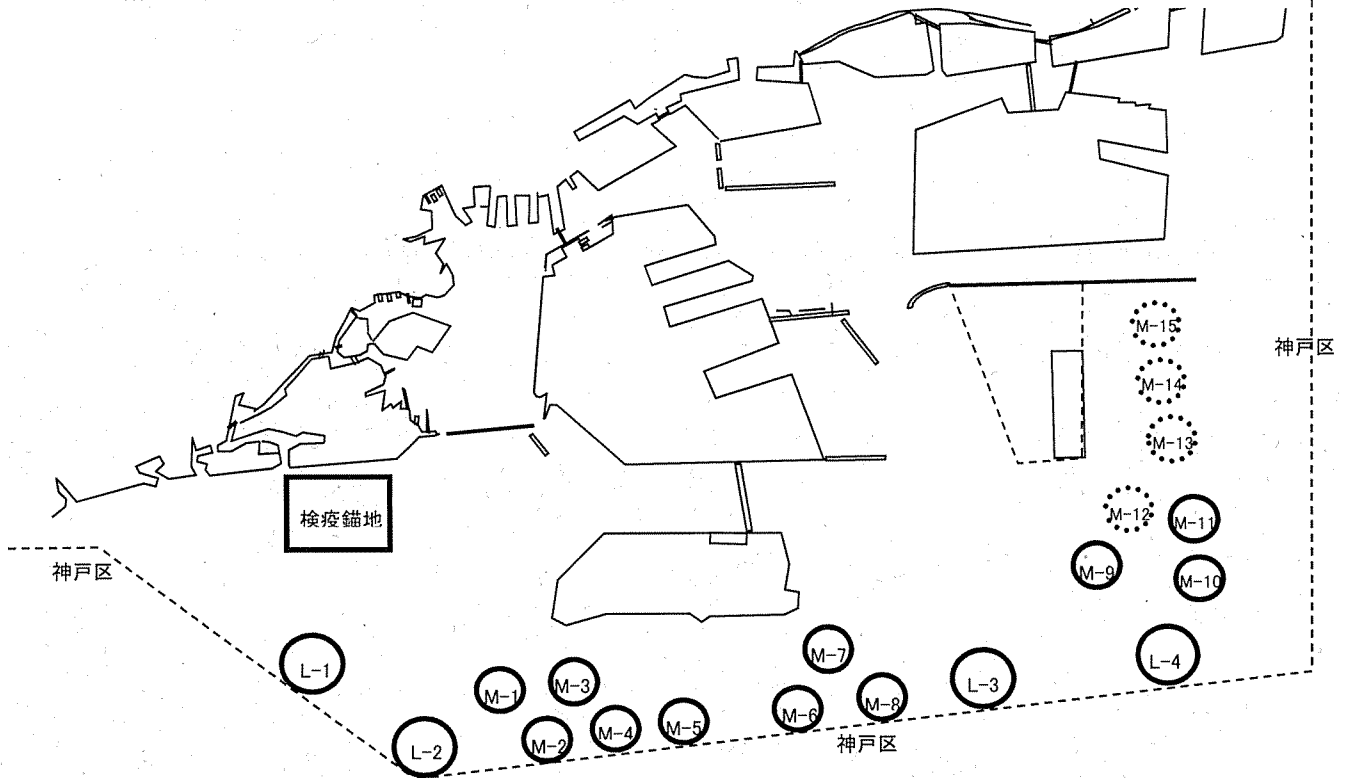
汽艇等以外の船舶は、港長の許可を受けた後でなければ、指定された錨地から移動してはならない。（港則法第6条）

3. 航路及び航法

- (1) 汽艇等以外の船舶が阪神港神戸区に入出港する場合は、航路（神戸西航路、神戸中央航路、新港航路）によること。ただし、海難を避けようとする場合、その他やむを得ない事由のある場合を除く。（港則法第11条）
- (2) 船舶は航路内においては、次の場合を除き、投錨してはならない。（港則法第12条）
 - ① 海難を避けようとするとき。
 - ② 運転の自由を失ったとき。
 - ③ 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
- (3) 航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない。（港則法第13条第1項）
- (4) 船舶は、航路内においては並列して航行してはならない。（港則法第13条第2項）
- (5) 船舶は、航路内において、他の船舶と行き会うときは右側を航行しなければならない。（港則法第13条第3項）
- (6) 船舶は、航路内においては、他の船舶を追い越してはならない。
（港則法第13条第4項）
- (7) 汽船が港の防波堤の入口又は入口付近で他の汽船と出会うおそれのあるときは、入航する汽船は、防波堤の外で出港する汽船の進路を避けなければならない。
（港則法第15条）
- (8) 船舶は、港内及び港の境界付近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。（港則法第16条第1項）
- (9) 工作物・停泊船付近における航法（港則法17条）略
- (10) 汽艇等の避航義務（港則法第18条第1項）略
- (11) 小型船の避航義務（港則法第18条第2項）略
- (12) 小型船及び汽艇等以外の船舶の標識（港則法第18条第3項）略
- (13) 港長指示（港則法第39条）略

阪神港神戸区の指定錨地

別紙 2



⊙: 危険物沖荷役錨地

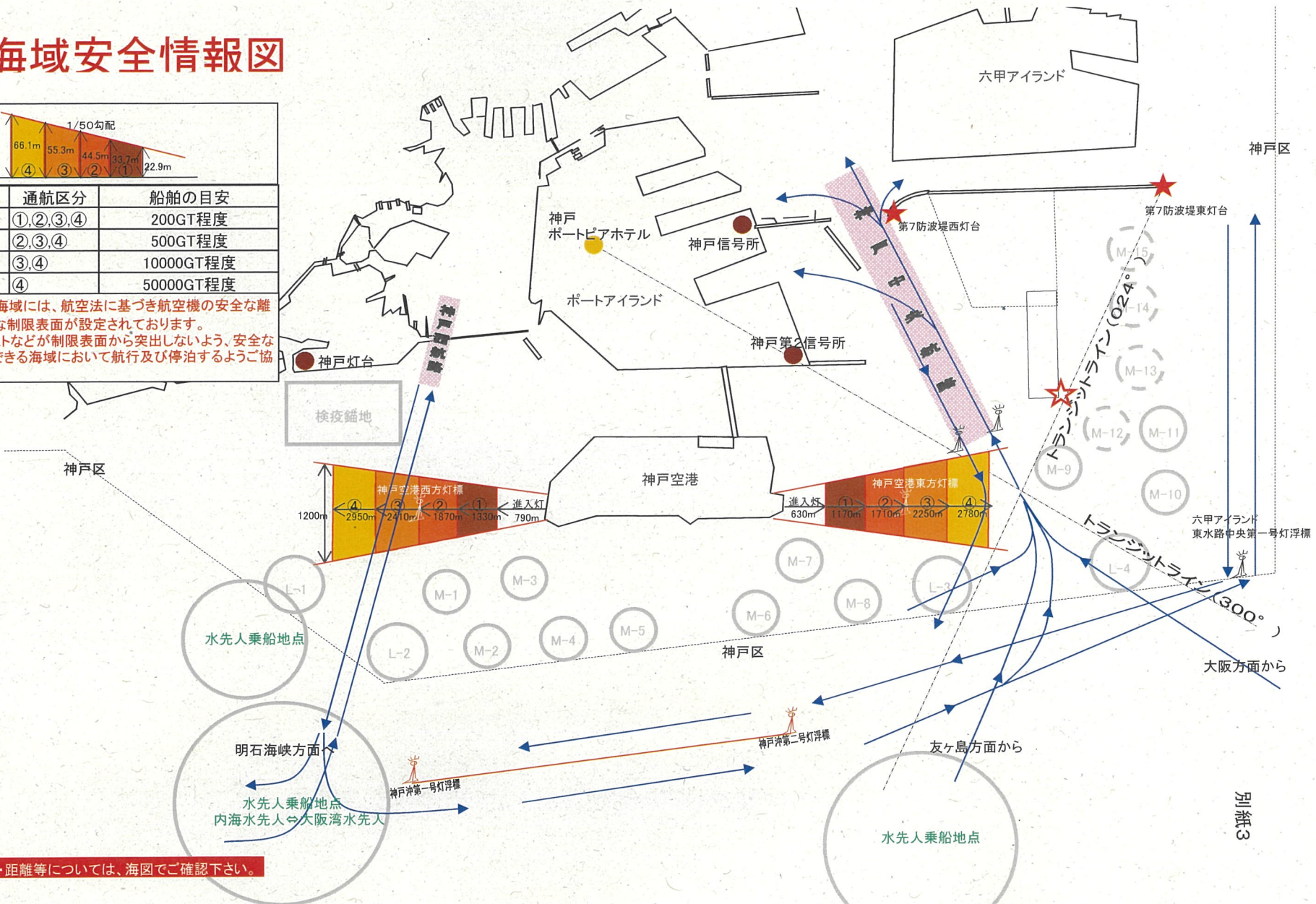
錨地番号	デシマル表示	
	緯度	経度
L-1	34-37.30 N	135-10.28 E
L-2	34-36.83 N	135-11.23 E
L-3	34-37.58 N	135-15.98 E
L-4	34-37.83 N	135-17.50 E
M-1	34-37.25 N	135-11.85 E
M-2	34-36.90 N	135-12.25 E
M-3	34-37.37 N	135-12.43 E
M-4	34-36.98 N	135-12.82 E
M-5	34-37.08 N	135-13.40 E
M-6	34-37.25 N	135-14.33 E
M-7	34-37.62 N	135-14.72 E
M-8	34-37.38 N	135-15.23 E
M-9	34-38.43 N	135-16.92 E
M-10	34-38.25 N	135-18.05 E
M-11	34-38.73 N	135-17.95 E
M-12	34-38.77 N	135-17.37 E
M-13	34-39.22 N	135-17.72 E
M-14	34-39.70 N	135-17.62 E
M-15	34-40.18 N	135-17.52 E

M錨地	全長: 200m未満
L錨地	全長: 200m以上

周辺海域安全情報図

マスト高	通航区分	船舶の目安
22.9m未満	①,②,③,④	200GT程度
33.7m未満	②,③,④	500GT程度
44.5m未満	③,④	10000GT程度
55.3m未満	④	50000GT程度

空港島周辺海域には、航空法に基づき航空機の安全な離発着に必要な制限表面が設定されています。
船舶は、マストなどが制限表面から突出しないよう、安全な高さの確保できる海域において航行及び停泊するようご協



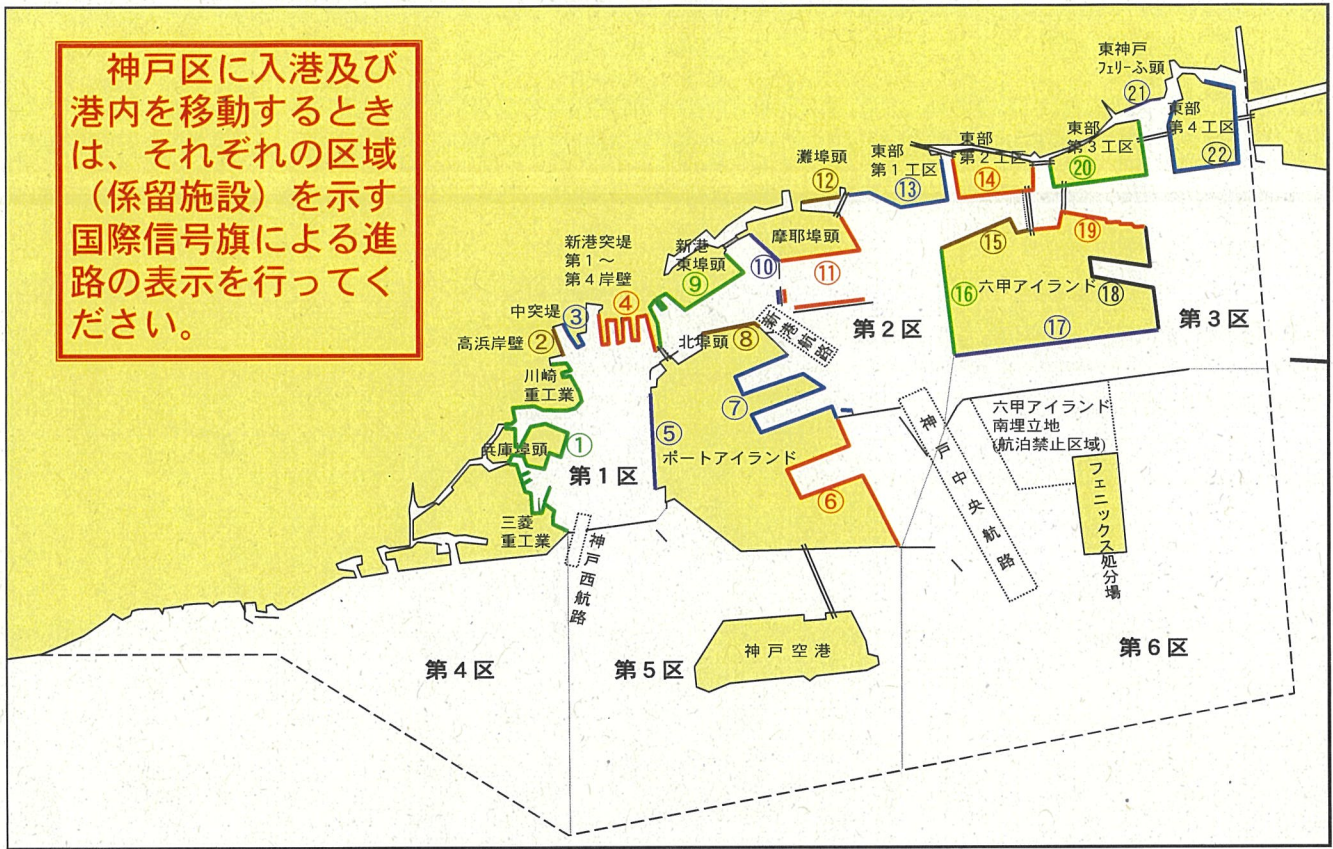
正確な方位・距離等については、海図でご確認下さい。

-10-

VHF16chを聴守しよう！

別紙3

神戸区に入港及び港内を移動するときは、それぞれの区域（係留施設）を示す国際信号旗による進路の表示を行ってください。



図番	国際信号旗	信文	図番	国際信号旗	信文	図番	国際信号旗	信文	図番	国際信号旗	信文
①		第1区の三菱重工業神戸造船所から川崎造船に至る間の係留施設に向かって航行する。	⑦	 	第2区のポートアイランド東側の係留施設又はドルフィンバース9番に向かって航行する。	⑬	 	第2区の東部第1工区の係留施設に向かって航行する。	⑲		第3区の六甲アイランド北側の係留施設に向かって航行する。
②		第1区の高浜岸壁に向かって航行する。	⑧	 	第2区のポートアイランド北側の係留施設に向かって航行する。	⑭	 	第2区及び第3区の東部第2工区の係留施設に向かって航行する。	⑳	 	第3区の東部第3工区の係留施設に向かって航行する。
③		第1区の中突堤に向かって航行する。	⑨	 	第2区の新港第4突堤東側から新港東ふ頭東側に至る間の係留施設に向かって航行する。	⑮	 	第2区の六甲アイランド北側の係留施設に向かって航行する。	㉑		第3区の東神戸フェリーふ頭の係留施設に向かって航行する。
④	 	第1区の新港第1突堤西側から新港第4突堤西側に至る間の係留施設に向かって航行する。	⑩	 	第2区の摩耶ふ頭西側の係留施設又はドルフィンバース1番に向かって航行する。	⑯	 	第2区の六甲アイランド西側の係留施設に向かって航行する。	㉒	 	第3区の東部第4工区の係留施設に向かって航行する。
⑤	 	第1区のポートアイランド西側の係留施設に向かって航行する。	⑪		第2区の摩耶ふ頭南側の係留施設、摩耶ふ頭東側の係留施設又はドルフィンバース2番から8番に向かって航行する。	⑰	 	第3区の六甲アイランド南側の係留施設に向かって航行する。			
⑥	 	第2区のポートアイランド第二期埋立地東側の係留施設に向かって航行する。	⑫		第2区の灘ふ頭に向かって航行する。	⑱	 	第3区の六甲アイランド東側の係留施設に向かって航行する。			

神戸区引船使用基準

バウスラスター装備船に対する引船使用隻数・型の基準表

令和 5 年 9 月 1 日実施

本船（総トン数）	B/T 能力		引船の型及び隻数
	PS	KW	
3,000 トン未満	-	-	Ⅱ型 1
3,000 トン～5,000 トン未満	標準 400	標準 294	Ⅱ型 1
5,000 トン～7,000 トン未満	標準 600	標準 441	Ⅱ型 1
7,000 トン～15,000 トン未満	800 以上	588 以上	Ⅱ型 1
	800 未満	588 未満	Ⅱ型 2
15,000 トン～25,000 トン未満	1,000 以上	736 以上	Ⅱ型 1
	1,000 未満	736 未満	Ⅱ型 2
25,000 トン～45,000 トン未満	1,200 以上	883 以上	Ⅲ型 1
	1,200 未満	883 未満	Ⅲ型 1 Ⅱ型 1
45,000 トン～75,000 トン未満	1,400 以上	1,030 以上	Ⅲ型 1
	1,400 未満	1,030 未満	Ⅲ型 1 Ⅱ型 1
75,000 トン以上	2,000 以上	1,471 以上	Ⅲ型 1
	2,000 未満	1,471 未満	Ⅲ型 1 Ⅱ型 1

注 1. 悪天候時における追加タグ要請基準

- ①平均風速 10m/s 以上で追加タグを要請する。
- ②80,000 トン以上のコンテナ船については、
 - 平均風速 6m/s 以上でバウスラスターの能力に応じ追加タグを要請する。
 - 平均風速 7m/s 以上で追加タグを要請する。
 - 平均風速 10m/s 以上でさらにタグを追加する（タグ合計 3 隻使用）。
- ③14,000TEU 級（約 150,000 トン）のコンテナ船については、
 - 平均風速 10m/s を超え 12m/s 以下でⅢ型 3 隻。
 - ※平均風速 10m/s 以下ではⅢ型 2 隻。
- ④自動車専用船については、
 - 平均風速 6m/s 以上でバウスラスターの能力に応じ追加タグを要請する。
 - 平均風速 7m/s 以上で追加タグを要請する。

注 2. 40,000 総トン以上で船首、船尾にスラスターを装備する場合

B/T 1,200PS 以上、S/T 1,000PS 以上： Ⅲ型 1

B/T 1,200PS 未満、S/T 1,000PS 未満： Ⅲ型 1、Ⅱ型 1

Ⅱ型 : 2,000PS~3,000PS
Ⅲ型 : 3,000PS~

B/T : バウスラスター
S/T : スターンスラスター

神戸区引船使用基準

スラスタ非装備船に対する引船使用隻数・型の基準表

令和 5 年 9 月 1 日実施

本船（総トン数）	引船の型及び隻数	備 考
3,000 トン未満	Ⅱ型 1	専用品栈橋に着栈する時、又は新総トン数所有の多層甲板船は 2 隻。
3,000 トン～10,000 トン未満	Ⅱ型 2	
10,000 トン～40,000 トン未満	Ⅱ型 2	
40,000 トン以上	Ⅲ型 2 又は Ⅱ型 3	

(注)

引船は当時の配備状況により、また、気象状況・本船の操縦性能や状態、船型・バースの状況等により、隻数の増減、型を変更することがあります。

(参考)

神戸市港湾施設条例

第 23 条

大型船舶（総トン数 500 トン以上）を岸壁、けい船浮標及びドルフィンにけい留させ、又は離けいさせようとする者は、大型船舶用引船を使用しなければならない。ただし、市長が承認する場合においては、この限りでない。

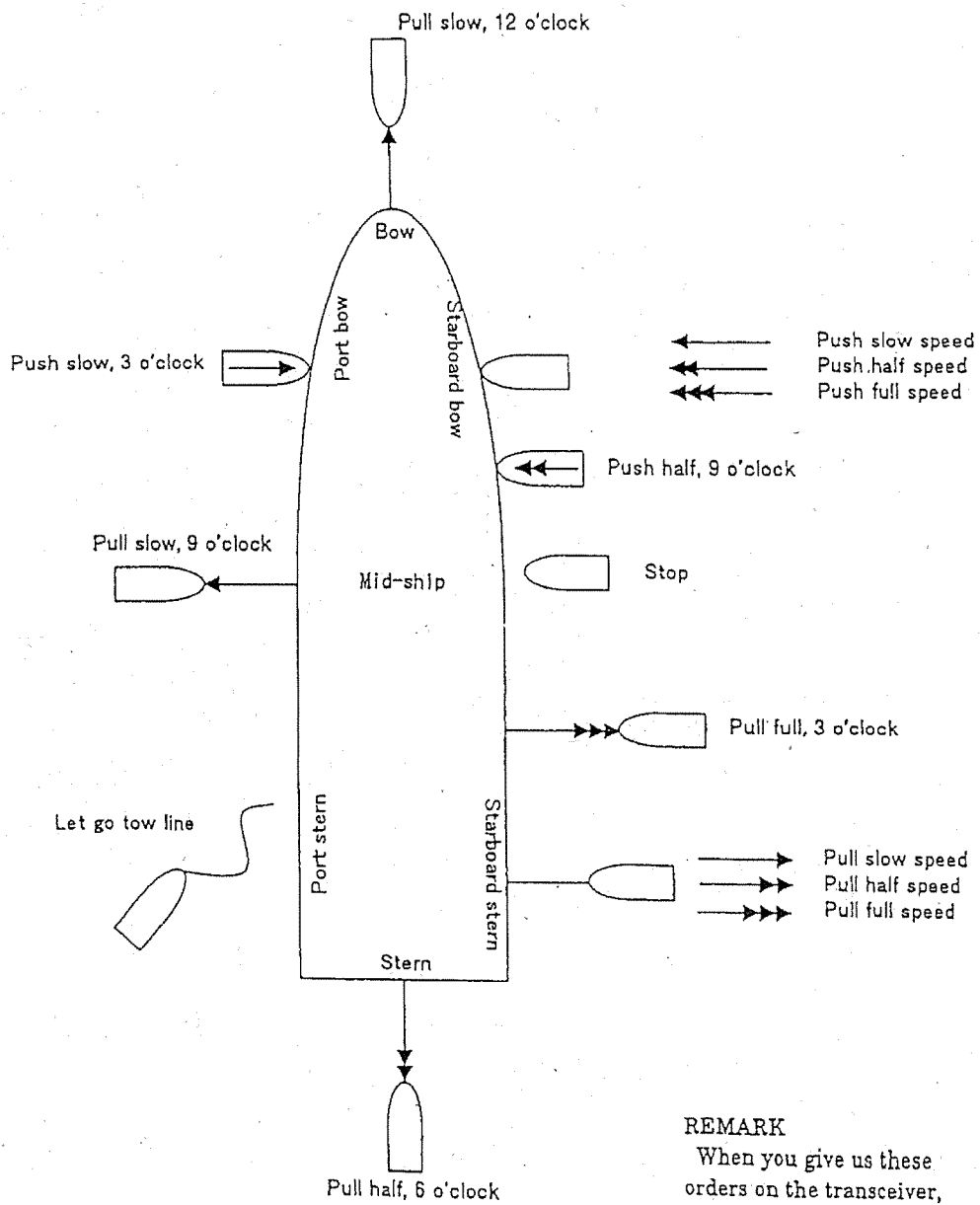
タグの号令用語

交信時に最低限必要な言葉／単語（例）集

- ・神戸区のタグでは、時計の時間で方向を示します。
- ・タグに指示を出す時は、はじめに必ずタグの名前を呼び、指示を出してください。
- ・タグを離す時は、最初に船首のタグを離し、その後船尾のタグを離してください。
- ・着岸時、岸壁前約5mに近づいた時は、安全のため、タグにその旨を伝えること。

ENGLISH	JAPANESE
STOP REPLAY TO ANSWER	ストップ 応答せよ
PUSH PUSH SLOW (SPEED) PUSH HALF (SPEED) PUSH FULL (SPEED) KEEP PUSHING	押せ スロー（微速）で押せ ハーフ（半速）で押せ フル（全速）で押せ 押し続けよ
PULL PULL SLOW (SPEED) PULL HALF (SPEED) PULL FULL (SPEED) KEEP PULLING	引け スロー（微速）で引け ハーフ（半速）で引け フル（全速）で引け 引き続けよ
(DIRECTION) PULL SLOW 3 O 'CLOCK PULL HALF 6 O 'CLOCK PULL FULL 9 O 'CLOCK	(方向) 3時方向へスローで引け 6時方向へハーフで引け 9時方向へフルで引け
PUSH SLOW 3 O 'CLOCK PUSH HALF 6 O 'CLOCK PUSH FULL 9 O 'CLOCK	3時方向へスローで押せ 6時方向へハーフで押せ 9時方向へフルで押せ
KEEP THAT DIRECTION	その方向を保持せよ
DISMISS (COMPLETE)	作業終了
BOW STERN	船首 船尾
PORT BOW STARBOARD BOW	左舷船首 右舷船首
PORT STERN STARBOARD STERN	左舷船尾 右舷船尾
MID-SHIP	船体中央
LET GO TOW LINE	タグラインを離せ

THE SETTLED TERM OF MANEUVERING ORDERS
FOR TOWAGE WORK



REMARK

When you give us these orders on the transceiver, please call our tugboat's name first.

水先人を要請せず神戸中央航路に入港する船舶がタグをとる場合の注意事項

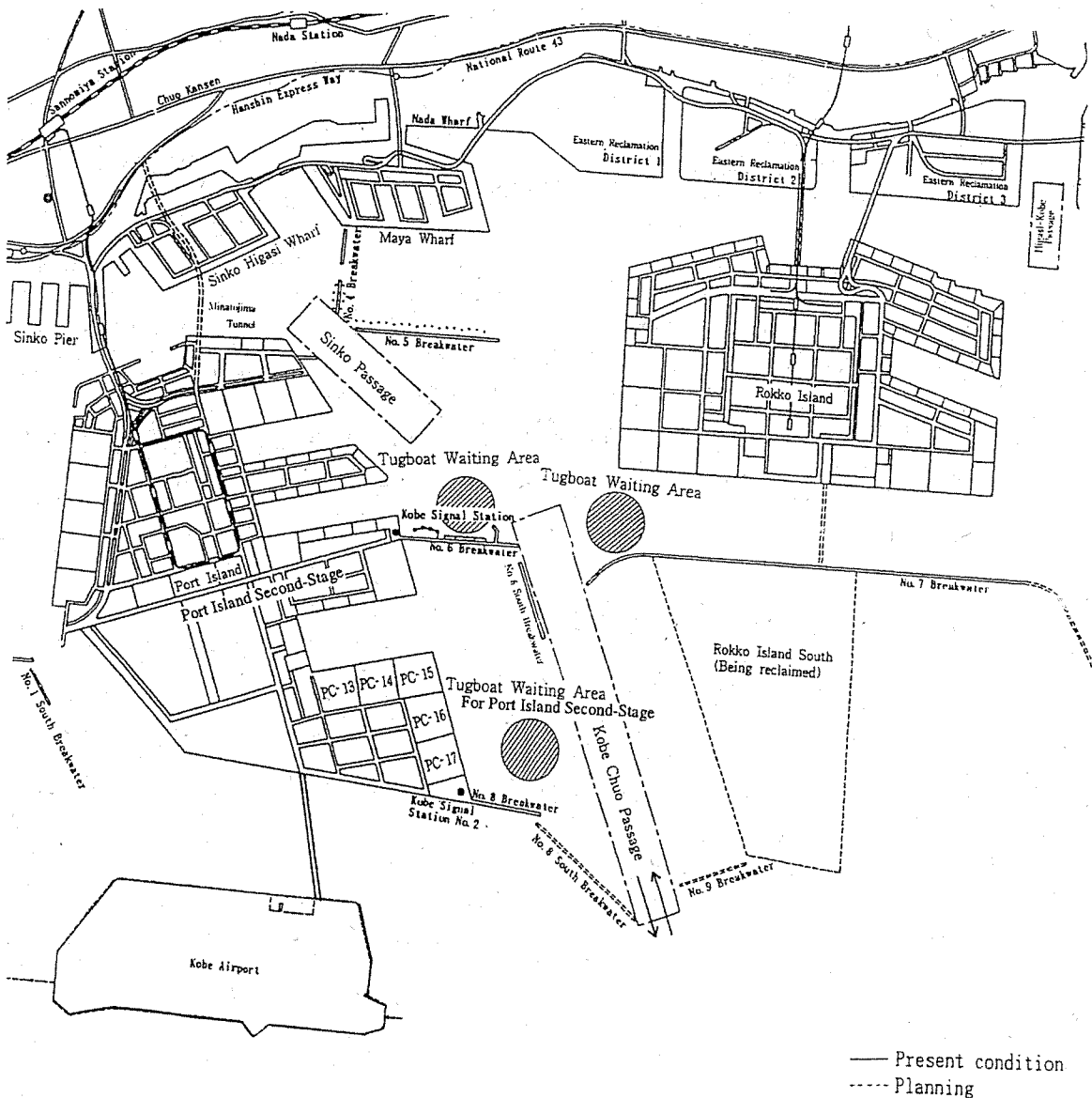
当該線は原則として以下の方法によりタグラインをとり、トランシーバーを受け取ること。

① P I - II 期 (PC-13~PC-18) へ入港する場合

本船が神戸中央航路に入港した後、左に進路を変え航路を出た辺りでタグが本船に近づくので、船側にきた時を見計らってタグラインをとり、トランシーバーを受け取ること。

② 神戸中央航路を通航して防波堤内に入る場合

タグは第 6 防波堤または第 7 防波堤の北側で待機しており、本船が神戸中央航路を通航し航路を出た所で本船に近づくので、船側にきた時を見計らってタグラインをとり、トランシーバーを受け取ること。(下図参照)



中央航路通航船舶の運航調整実施要領

1. 早朝（以下 06:00～08:00 とする）入出航船に対する運航調整

- (1) 07:00 までに航路 OUT できない船舶は離岸させないよう調整する。
- (2) 出港管制船がなく、入港船が 7 隻以上の場合には次の要領で事前（入港前日）の運航調整を行う。
 - ① 1 万総トン未満の船舶は 06:30～07:00 の間に航路 IN（6 隻まで※1）
 - ② 1 万総トン以上の船舶は 07:00～07:30 の間に航路 IN。
 - ③ 06:30～07:00 の間に入航できなかった 1 万総トン未満の船舶は、1 万総トン以上の船舶が 07:30 までに航路 IN すれば引き続き入航。
 - ④ 1 万総トン以上の船舶が 07:30 以降に航路 IN する場合は特段の運航調整は行わない。
- (3) 出港管制船がなく、入航船が 7 隻未満の場合には特段の運航調整は行わない。

2. 航路出入り口（北端）付近で輻輳が予想される時の事前運航調整

- (1) 航路通航船表※2で複数の出港船の航路 IN 時刻が重なる場合
 - ① 航路に近いバースの船を優先して出港航路 IN するよう、関係する複数の船舶にそれぞれの代理店を通じて要請する。
 - ② その結果、出港時間調整が整った場合は航路通航船表の時間を変更する。
- (2) 航路通航船表で入港船と出港船の重なる場合※3
 - ① 入港船が航路 OUT した後、出港船が航路 IN するよう、双方の船舶にそれぞれの代理店を通じて要請する。
 - ② その結果、出港時間調整が整った場合は航路通航船表の時間を変更する。

3. その他（こうべポートラジオによるリアルタイムの情報提供）

- (1) 早朝、航路入り口付近で入航船が輻輳する時、航路通航船表に基づき奥バース先行の原則により入航順序をアドバイスする。
- (2) 東部第 1、第 2 工区へ深喫水船（10m 以上）が入港する場合
深喫水船が航路を出てから着棧するまでの間にその針路を妨げるような船舶があれば、VHF で当該船に注意喚起を行う。
- (3) ポートアイランドⅡ期東岸に入出港船がある場合
関係船舶に対し入出港の動静通報を徹底させるとともに、航路通航状況等、リアルタイムでの確な他船動静情報を提供するとともに、同岸壁周辺水域で船舶同士の行き会いを防止するため適宜アドバイスを行う。

※ 1 基準は錨泊船、大阪出し、明石海峡方面、友が島方面の順。

※ 2 神戸市港湾 EDI のホームページの船舶動静情報欄に掲載（5 分毎に自動更新）

※ 3 航路通航船表の入港船航路 IN 時刻に 20 分を加えた時刻と同表出港船航路 IN 時刻が重なる場合

神戸中央航路の航行管制信号

名称	信号の方法		信号の意味
	文字	区分	
入航信号	I	点滅	<ul style="list-style-type: none"> 入航船は入航可。 500G/T 以上の出航船は運航を停止して待機。 500G/T 未満の出航船は出航可。
出航信号	O	点滅	<ul style="list-style-type: none"> 出航船は出航可。 500G/T 以上の入航船は航路外において出航船の進路をさけて待機。 500G/T 未満の入航船は入航可。
自由信号	F	点滅	<ul style="list-style-type: none"> 40,000G/T (油送船は 1,000G/T) 以上の入航船は航路外において出航船の進路を避けて待機、同じく出航船は運航を停止して待機。 40,000G/T (油送船は 1,000G/T) 未満の入出航船は入航可。
予告信号	XI	交互点滅	<ul style="list-style-type: none"> 航路内航行中の入出航船は入出航可。 航路外の 500G/T 以上の入出航船は航路外において航路内航行中の入出航船の進路を避けて待機。 航路外の 500G/T 未満の入出航船は入出航可。 間もなく“I”の点滅に変わる。
	XO	交互点滅	<ul style="list-style-type: none"> 航路内航行中の入出航船は入出航可。 航路外の 500G/T 以上の入出航船は航路内航行中の入出航船の進路を避けて航路外において待機。 航路外の 500G/T 未満の入出航船は入出航可。 間もなく“O”の点滅に変わる。
	XF	交互点滅	<ul style="list-style-type: none"> 航路内航行中の入出航船は入出航可。 航路外の 500G/T 以上の入出航船は航路内航行中の入出航船の進路を避けて航路外において待機。 航路外の 500G/T 未満の入出航船は入出航可。 間もなく“F”の点滅に変わる。
	X	点滅	<ul style="list-style-type: none"> 航路内航行中の入出航船は入出航可。 航路外の入出航船は航路内航行中の入出航船の進路を避けて航路外において待機。 間もなく“X”の点灯に変わる。
禁止信号	X	点灯	<ul style="list-style-type: none"> 港長の指示を受けた船舶以外の船舶は入出航禁止。

神戸区入・出港時のチェックリスト

項目	内 容	時 期	履行確認
船 舶 動 静 通 報	港外(※)到着予定時刻(ETA)	友が島水道通過後	
		明石海峡航路入航前	
		大阪区出港後	
	着岸予定岸壁、回し付けの有無	港外到着 30 分前	
	離岸岸壁名、離岸予定時刻(ETD)	出港スタンバイ時(出港 30 分前)	
		出港時 (シングルアップ時)	
	投錨時間、投錨場所	投錨時	
抜錨時間、抜錨場所	抜錨時		
そ の 他	中央航路入航経路 (周辺情報海域図参照)	入航 1 時間前	
	進路信号旗の用意/掲揚 (別紙 4 参照)	入航 30 分前	

- ※ ①友が島水道や明石海峡方面から入港し大阪湾パイロット乗船の場合は乗船ポイント。
 ②パイロットをとらない船舶やパイロットが乗船し大阪区から直航する船舶は、
 ・第1区入港の場合は、西航路入り口付近。
 ・第2区入港の場合は、中央航路入り口付近。
 ・第3区入港の場合は、第7防波堤東端付近。
 ③指定錨地に投錨する場合は当該錨地。